

# 次期京都市環境基本計画の 策定について

答申

令和 7 年 12 月

京都市環境審議会

## 目 次

I	はじめに	1
II	京都市環境基本計画について	3
III	京都市が目指す将来像	4
IV	施策体系	9
V	計画の推進	14
VI	おわりに	15

### (参考資料編)

参考資料 1	諮問書（写し）	19
参考資料 2	京都市環境審議会委員名簿	21
参考資料 3	環境基本計画策定検討部会委員名簿	23
参考資料 4	京都市環境審議会・環境基本計画改定検討部会開催経過	24
参考資料 5	京都市環境基本条例（抄）	26
参考資料 6	京都市地球温暖化対策計画中間見直し	27
	地球温暖化対策推進委員会名簿・開催経過	29
参考資料 7	京都市生物多様性プラン中間見直し	31
	生物多様性保全検討部会名簿・開催経過	33

## I はじめに

京都市環境審議会（以下「審議会」という。）は、令和6（2024）年9月4日に京都市長から「京都市環境基本計画の改定」についての諮問を受け、審議会の下に「環境基本計画策定検討部会」（以下「検討部会」という。）を設置し、現行の京都市環境基本計画（以下「現行計画」という。）に代わる、新たな京都市環境基本計画（以下「次期計画」という。）について、今まで、審議会を3回、検討部会を5回開催し、活発な審議を進めてきた。

現行計画は平成28（2016）年3月に策定され、計画期間の半ばに中間見直しが行われ、持続可能な開発目標（SDGs）との関係を明確にするなどの一部改定を令和3（2021）年3月に行っている。

現行計画下において、京都市では、ピーク時からのごみの半減の達成や、エネルギー消費量の3割削減といった成果をあげているが、温室効果ガス排出量削減ペースの鈍化に対応した更なる取組、プラスチックごみ対策をはじめとした資源循環の一層の推進、生物多様性に係る認知・行動変容の促進などが求められている。

また、国内外の社会情勢としては、中間見直しを行った令和3（2021）年3月から見ても、これから国全体で本格化する人口減少社会、環境分野については、国の環境基本計画で掲げられているウェルビーイングといった新しい視点のほか、世界的に増加傾向にある観光に伴う課題やプラスチック問題などへの対応が求められており、脱炭素では、2050年ネット・ゼロに向けた国の中長期的な温室効果ガス削減目標の設定、生物多様性では、ネイチャーポジティブや30by30といった世界的目標、資源循環では、サーキュラーエコノミーといった新たな潮流への対応が求められている。

京都市は、京都議定書誕生の地として、このような現行計画の課題や時代の要請を踏まえ、次期計画においては、環境行政のマスタープランとして、地球温暖化対策、生物多様性、循環型社会などの一体的推進に加え、京都市の今後の四半世紀を展望す

る「京都基本構想（案）」も取り入れた将来像を設定のうえ、環境だけでなく、健康・福祉、教育、働きがい・経済成長、まちづくりなど関連しあう17の目標を達成し、持続可能な社会を構築していくというSDGsの考えを再認識し、環境・経済・社会の統合的課題解決に向け、環境分野にとらわれることのない多様な分野と連携しながら総合的に進めていく、今後の環境行政の方針を示す必要がある。

京都市環境基本条例では、その前文において、すべての人は、健全で恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、その環境を保全し、将来の世代に継承していく責務を負っていることを述べている。健全で恵み豊かな環境の享受はウェルビーイングにも関わるものであり、その元になる環境を保全し、将来の世代に継承していくためには、すべての人が積極的に環境保全について学び、理解したうえで、環境に配慮した行動を実践することが求められる。

一方、環境に配慮した行動が積極的に実践されるためには、その元となる計画の立案と決定、施策の実施とその評価の全段階で市民と行政とがともに責任ある主体として協力し合っていくといった市政への「参加」が重要である（京都市市民参加推進条例第3条参照）。京都市環境基本条例第4条においても、「本市の責務」として、「環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全に関する活動への事業者及び市民の参加及び協力を促進し、その意見を適切に反映する責務」を果たすことが求められる\*。

次期計画においては、こうした観点を踏まえ、市民や事業者、さらには仕事や通学などで京都市に通う方や、世界各地から京都を訪れる観光客などの滞在者も含んだ、より多くの京都市に関わる様々な立場の人が、一人ひとり環境問題に取り組む必要性を理解し、前向きな気持ちで、また、協働して環境保全に取り組んでいただくことにより、ウェルビーイングの向上とともに、環境への負荷の少ない、持続可能な都市の実現を計画的に進めていただきたいとの願いの下、本答申をまとめたものである。

---

\* これらの条例の条文については巻末を参照。

## Ⅱ 京都市環境基本計画について

### 1 基本理念

京都市環境基本条例の前文及び基本理念をもとにした現行計画の基本理念を踏襲しつつ、顕在化する気候変動の影響にも言及し、加えて条例に責務が定められる主体である滞在者の中にも踏まえられたい。

#### 【基本理念】※次期計画への記載イメージ

私たち人類は、この地球に誕生して以来、大気、水、大地、生物等の自然の微妙な均衡の下に、その恵みを享受してきました。しかしながら、都市化の進展や生活様式の変化に伴って、私たちの身近な環境において、地球温暖化に伴う猛暑など気候変動の影響の深刻化、生態系の破壊など、様々な影響が現れてきています。

すべての人は、“健全で恵み豊かな環境”を享受する権利を有するとともに、将来の世代に継承していく責務を負っています。

本市は、このような認識の下に、市民、事業者、滞在者及び本市がそれぞれの立場で、又は協働して環境の保全に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を実現することを目的として、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定しています。

### 2 基本的事項

#### （1）計画の目的・位置づけ

京都市環境基本条例第9条の規定に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び個別の分野の施策の大綱などを示す環境行政のマスタープランとして策定するものである。

そのため、次期計画策定に当たっては、今後議会の審議を経て今年度策定される見通しである「京都基本構想（案）」の下に位置づけられる分野別計画として同構想と理念を共有するとともに、環境分野の個別計画の上位計画として、長期的な目標となる「目指す将来像」、環境行政の方針、総合的に進行管理を行うた

めの環境指標、施策の方向性を示すものとされたい。

計画期間は、持続可能な開発目標（SDGs）の目標年次であり、また、環境分野の個別計画である「京都市地球温暖化対策計画」「京都市生物多様性プラン」及び「京都市循環型社会推進基本計画」（以下「分野別3計画」という。）が目標とする令和12（2030）年度までの5年間とされたい。

計画の推進に当たっては、目指す将来像に向けて長期的視点で進める施策の到達状況や取組状況について定期的に評価を行ったうえで、適宜、新規の指標及び目標数値の設定の見直しを行うこととされたい。

## （2）他計画（他分野）との関連

観光や都市計画等、関連する京都市の他計画を掲げ、統合的な取組の必要性を明示すること。また、具体的にどのように分野連携を図りうるのかのイメージをコラム等で掲載されたい。

# III 京都市が目指す将来像

## 1 目指す将来像

目指す将来像は、「京都基本構想（案）」及び分野別3計画が展望する2050年をターゲットとし、「京都基本構想（案）」の「わたしたち京都市民がめざすまち」の一つ「自然への畏敬と感謝の念を抱けるまち」を将来像として掲げることにより、ビジョンを共有されたい。その際、「自然への畏敬と感謝の念を抱けるまち」は、豊かな自然の恵みへの感謝と敬意を忘れず、その恩恵を未来に引き継ぐことにより成り立つものであることを説明されたい。

さらに、目指す将来像は、以下に示す分野別3計画の目指す長期的な姿が同時に実現することによって成り立つものであるとともに、ある計画に基づく施策が、別計画の長期的な姿の実現を妨げるといったトレードオフ（両立できず取り合いになること）を最小化し、シナジー（お互いに良い影響を及ぼしあう相乗効果を生み出すこと）を拡大し、全体最適を図ることが本計画の役割であることも掲げられたい。

### 【分野別 3 計画が目指す長期的な姿】

#### ○地球温暖化対策計画

悠久の自然との共生の中で育んできた生活様式・文化様式や知恵、新たな技術を融合し、脱炭素が、生活の質の向上、持続的な経済発展と共に実現されている「将来の世代が夢を描ける豊かな京都」

#### ○生物多様性プラン

自然を慈しみ、自然に感謝し、自然と共に、京都の暮らし・文化・産業が継承・発展される「自然共生のまち・京都」

#### ○循環型社会推進基本計画

モノの生産に必要最小限の資源が循環利用される暮らしや事業活動の下、地球環境への負荷が持続可能なレベルに抑えられ、自然災害や長寿社会の進展等にもしなやかに対応できる、持続可能な循環型社会

## 2 環境行政の方針

### （1）基本方針

以下に示す考え方の下、目指す将来像の実現に向け、ごみ収集・適正処理や公害監視等の基幹的業務の維持や、脱炭素、生物多様性、資源循環の関連（シナジー・トレードオフ）を意識した一体的実施はもとより、環境分野にとらわれることのない他分野との連携による、環境・経済・社会の統合的な課題解決に向けて取り組まれたい。また、課題解決に当たって、進展する AI 等の新しい技術の活用も含め、取り組むことを示されたい。

#### ○人口減少社会への対応

2010 年以降日本の人口は減少局面に入り、京都市においても人口は 2015 年から減少に転じている。こうした状況においても環境保全の重要性は変わることはないが、市民の環境に配慮した行動の手段となる公共交通機関や、京都市の環境保全の基盤を支える業務などを持続させていくための長期的な視点での検討を、幅広い世

代の参加、様々な主体の連携により進めていくことがより一層重要となる。

### ○より一層の分野間連携

脱炭素社会、自然共生社会、循環型社会、それぞれの課題は互いに関連しあっているため、脱炭素社会、自然共生社会、循環型社会を別々にを目指すのではなく、それらの諸課題を踏まえて、シナジーを拡大し、トレードオフを最小化できる施策を展開していくことで全体最適を図り、「持続可能な都市」を構築していくことが必要である。

### ○AI等の新しい技術の活用

科学技術やイノベーションは環境問題の解決と成長を実現する原動力である。中でもAIは、確定的な解を得るために膨大な量のデータを要する課題に対して、少ない情報の下でも推量して答えを出すことにより解決の道を開くことにつながる。また、AIのみならず情報的手法の深化は、環境問題の解決を重んじる社会的価値観の醸成や市民の行動変容にもつながりうる。ただし、AIについては電力消費が膨大となってしまう懸念もあることから、目指す将来像の実現に向けては、こうした新しい技術について、環境負荷も考慮しながら適応・活用していくことも必要である。

## (2) 「ひと・しくみづくり」の充実

現行計画にも記すとおり、持続可能な社会をつくるうえで、最大の鍵となるのが人の環境に関する知識・意識の向上及び行動の活性化であり、並行して進めている分野別3計画の中間見直しでも、各分野の課題認識として、意識変革や行動変容の必要性が指摘されている。

一方、こうした意識変革と行動変容には、それを要請する計画の立案と決定、取組の実施とその評価を通じて市民と行政とがともに責任ある主体として協力し合っていくという「参加」の仕組みづくりが大事である。

そこで、環境行政の方針には、「(1) 基本方針」と併せて、市民だけでなく、仕事や通学などで京都市に通う人や世界各地から京都を訪れる観光客などの滞在者、

市内の大多数を占める中小企業も含めた事業者を対象にした分野横断的な「ひと・しくみづくり」の充実について、「参加」の視点も含めて掲げ、将来に向けた良好な環境の創出と共に、ウェルビーイング向上につなげられたい。

## ○ 市民、事業者、滞在者、京都市の役割

また、目指す将来像の実現に向けて、次期計画を進めていくに当たっては、京都市環境基本条例に示すとおり、京都市だけでなく、市民、事業者及び滞在者がそれぞれの立場において環境の保全に取り組むことが必要であることから、条例に掲げる市民、事業者、滞在者及び京都市の責務も踏まえながら、役割を具体的に明示されたい。さらに、それぞれの主体の取組が促進されるよう、具体的行動の明確化や動機づけのための主体別指針を、他計画とも連携のうえ作成することを示されたい。

### 【各主体の役割】

#### ○市民

日々の暮らしの中での環境に配慮した行動・ライフスタイルに取り組むとともに、自然環境に配慮した暮らしを営む。また、環境問題についての関心・理解を深め、環境保全活動への参加などの行動（体験等）を実践する。

#### ○事業者

事業活動に伴う環境負荷の低減に積極的に取り組むとともに、自然環境に配慮した事業活動を行う。また、それら事業活動によって企業価値の向上や、継承発展につなげる。

#### ○滞在者（入洛者・観光客）

京都に訪れる前に京都における環境に配慮した行動を学ぶとともに、訪れた際には、公共交通の利用や環境負荷の低減につながるサービスの選択など、環境に配慮した行動を行うほか、環境保全活動に参加する。また、地元での実践に取り組む。

#### ○京都市

各主体の行動の促進に向け、具体的な行動やその効果を発信し、環境教育のしくみづくりを進めていく。また、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全に関する活動への事業者及び市民の参加及び協力を促進し、その意見を適切に反映する。

### 3 環境指標

計画の進行状況の点検・評価を行うための指標として、市民の実感度を把握して評価を行う「主観的指標」のほか、施策・取組の状況を客観的な数値により把握して評価を行う「客観的指標」（各分野の令和 12（2030）年度目標値）を「環境指標」として設定し、主観・客観の両面から総合的な評価を行われたい。

また、主観的指標については、ウェルビーイングの向上という視点も意識し、市民の環境についての実感や行動の側面について 2050 年を見据えた長期的視点で把握する分野横断指標を追加で設定されたい。その際、ウェルビーイングは、環境分野にとって重要な要素であり、本人の幸せだけでなく、他者や場の幸せも含み、現時点だけでなく、次の世代にとっての幸福や課題解決にもつながるものという認識の下、次のように設定することが望ましい。

ただし、ウェルビーイングの主観的指標は開発途上であることから、各種の取組を参考に、次期計画策定までに内容を精査すること。また、計画期間内でも適宜見直しを図ることとされたい。

#### 【新たな主観的指標】

- 目指す将来像に掲げる「自然」とその恵みの実感
  - ・あなたは、京都の身近な自然環境が守られ、受け継がれないと感じますか。
  - ・あなたには、日々の暮らしや余暇の中で自然を感じる機会がありますか。
- 将来・次の世代に向けた取組
  - ・あなたは、喫緊の環境問題に対して、将来世代のことも考えた環境の取組が進んでいると感じますか。
- 楽しみ・前向き（本人の幸せと行動）

- ・あなたには、楽しみながら前向きに取り組んでいる「環境によいこと」がありますか。

○他者や場のあり方（事業者・滞在者）

- ・あなたは、京都が環境を考えた経営・取組を行う企業を評価するまちになっていると感じますか。
- ・あなたは、京都に来る観光客が、京都の環境を良くすることに貢献したり、京都の環境の魅力を高めるための役割を担っていると感じますか。

なお、客観的指標については、各分野（脱炭素社会・自然共生社会・循環型社会）の代表的な指標を設定し、市民にとって、より分かりやすいものとすべきである。

## IV 施策体系

目指す将来像の実現に向けて、ごみの収集・適正処理や公害監視等の京都市による基幹的業務はもとより、市民・事業者等、各主体が協働して環境保全に取り組むにあたり、京都市の環境保全の枠組みとして、現行計画の「脱炭素社会」「自然共生社会」「循環型社会」の3分野の枠組みを踏襲するとともに、すべての環境分野を支える横断的な「ひと・しくみづくり」を掲げられたい。

なお、各環境分野における具体的な取組については、各個別計画において示されることから、施策体系では、2050年目の目指す将来像の実現に向け、2030年までに短期的・重点的に取り組む施策の方向性について、各個別計画の中間見直しを踏まえた骨子のみを記述することにより、市民に分かりやすく施策の大綱を示されたい。

また、分野連携による課題の同時解決を進めるため、市民や事業者などの実施主体や空間に着目して、シナジーを拡大し、トレードオフを最小化していく取組が必要である。そこで、「自然を活用した解決策」（NbS：Nature-based Solutions）など複数の分野において効果を発揮しうる手法について、効果等を明確にしつつ取り入れていくとともに、分野間のつながりを意識して取り組んでいくこと、環境の機能をそれぞれの空間の特性を活かして高めていくことを「ひと・しくみづくり」の取組に含められたい。

## 1 脱炭素社会

「脱炭素社会」の実現に向け、京都市では、脱炭素が生活の質の向上、持続可能な経済発展と共に実現されている「将来の世代が夢を描ける豊かな京都」を目指している。

気候変動による影響が顕在化・深刻化し、市民・事業者などあらゆる主体にとって地球温暖化対策が喫緊の課題となっている状況下において、「京都市地球温暖化対策計画」前期では、様々な対策を進めてきたところ、温室効果ガス排出量は着実に削減が進んでいるが、近年削減ペースが鈍化傾向にあり、令和 12（2030）年度の削減目標の達成に向け、対策の更なる強化が必要となっている。

こうした状況や社会情勢の変化等を踏まえ、長期的な方向性として、2050 年の京都が目指す社会像の基本的考え方を継承しつつ、温室効果ガスの削減を進めていく経路を示すとともに、中間見直しを経た令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量削減目標を着実に達成するため、ライフスタイル・ビジネス・エネルギー・モビリティの 4 つの分野における幅広い取組を進め、特に再生可能エネルギーの導入及びその自家消費の拡大と、徹底した省エネ対策の促進を図っていくこととされたい。あわせて、吸収源対策及び適応策も引き続き推進されたい。

## 2 自然共生社会

「自然共生社会」の実現に向け、京都市では自然を慈しみ、自然に感謝し、自然と共に、京都の暮らし・文化・産業が継承されるよう、大気、水、土壤などを良好な状態に保持・保全し、市民が安心して暮らすことができる安心・安全な環境を確保したうえで、生物多様性豊かな自然環境と調和した文化や暮らしが広がる、うるおいと安らぎのある快適なまちを目指している。

その中心となる「京都市生物多様性プラン」の計画期間前半では、京都らしさを支える生きものの保全、再生などに取り組む団体等を認定する制度の拡充やきょう

と生物多様性センターの設置、きょうと生物多様性パートナーシップ協定制度の創設など、活動を支援する基盤整備や実践の機会の創出を推進し、「積極的に活動している人」の掘起こしや後押ししが進んだ結果、全体として「自然共生社会」の実現に向けて着実に進捗した。

一方、小規模・少數の実践活動の成果は見られるものの、市民・事業者等の認知度の向上や行動変容の全市的な広がりに欠けている。

以上を踏まえ、長期的な方向性は継承しつつ、その下での基本施策としては「安心・安全な生活環境の保全」、「自然環境と調和した文化や暮らしが広がる京都人らしい快適生活の確保」を掲げ着実に進めるとともに、「生物多様性豊かな自然環境の持続可能な利用と保全」については、認知・行動変容の促進を充実することとされたい。

### 3 循環型社会

循環型社会の構築に向け、京都市では「京都市循環型社会推進基本計画」（以下「循環計画」という。）を中心として取組を進めており、京都市廃棄物減量等推進審議会において中間見直しの審議が行われている。

循環計画に掲げる数値指標の進捗状況について、ごみ処理の各プロセスでのごみ量指標（市受入量、ごみ焼却量、市最終処分量）及び食品ロス排出量は、目標の前倒し達成又は達成目前と大きな成果が出ている。一方、プラスチックごみ分別実施率再生利用率、廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量などの個別の指標は、改善しているものの、目標達成に向けて、更なる施策推進が必要とされている。

また、今後のごみ処理事業の実施に当たっては、これまでのごみ減量・リサイクルや経費節減だけでなく、人口減少・長寿社会の進展、資源循環・脱炭素化を前提とした、暮らしや経済活動への転換等や、大規模災害への備え等といった多角的な視点が必要とされている。

こうした観点から、京都市廃棄物減量等推進審議会では、中長期的な考え方として、

社会の課題解決や活性化につながる資源循環の推進、モノのライフサイクル全体を見据えた脱炭素化への貢献、適正処理の確保に向けた持続可能なごみ処理体制の確立を掲げるとともに、現行の循環計画の「基本的な方向性」が示す、2R+リニューアブル、分別・リサイクルの施策を引き続き推進するうえで、発生抑制対策の推進・徹底、資源物回収の強化、生ごみのリサイクル対策、プラスチック・衣類対策強化などが必要であるとしている。

そこで、次期環境基本計画では、京都市廃棄物減量等推進審議会におけるこうした現行の循環計画及びその中間見直しの審議内容から、循環計画の「くらしと事業活動における2Rの推進及びリニューアブルへのチャレンジ」「質の高い資源循環に向けた分別・リサイクルとエネルギー創出の推進」「自然災害の発生や長寿社会の進展等にもしなやかに対応できる強靭な適正処理体制の構築」を踏まえたものとされたい。

#### 4 環境保全を総合的に推進するための「ひと・しくみづくり」

持続可能な社会をつくるうえで、最大の鍵となるのが人の環境に関する知識・意識の向上及び行動の活性化であり、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境とのつながりや、環境保全についての理解を深めるための環境教育・学習を、ライフステージに応じて系統的かつ統合的に推進するとともに、各主体が個々に、又は協働により取り組む環境保全活動を広めていく必要がある。

そのため、環境保全活動を主体的に進めることのできる「ひとづくり」、各主体が自らの意思により個々で、あるいは協働して環境保全活動に取り組むことができる「しくみづくり」を掲げられたい。

基本施策としては、「環境教育・学習を通じた理解と行動の促進及び人材育成」を現行計画に引き続き掲げるとともに、主に個々の市民・事業者の行動側面に着目した充実策として「各主体の行動と効果の明確化」「行動につながるインセンティブ」のほか、協働取組を進めるための「環境を考えた社会経済のしくみづくり」、「情報コミュニケーションの促進」を掲げられたい。

「各主体の行動と効果の明確化」においては、現行計画の環境配慮指針が抽象的な内容であるため、市民、中小事業者も含む事業者、滞在者それぞれの具体的行動と効果を分野横断的に掲げる主体別指針を作成することを示されたい。

「行動につながるインセンティブ」においては、良い取組を顕彰するなど、市民であれば楽しみながら、事業者であれば事業発展につながるといった、前向きに取り組んでいただくためのインセンティブや効果の実感を意識した取組を進めていく必要があることを示されたい。

「環境を考えた社会経済のしくみづくり」としては、サーキュラーエコノミーをはじめ、エシカル消費、地産地消など、消費生活や経済活動を通じた環境保全の仕組みや、環境影響評価など、環境機能が損なわれること回避・低減や環境機能の回復・創造につなげる仕組みを進めていくことを示されたい。

「情報コミュニケーションの促進」においては、環境問題に取り組む必要性や、取組の効果、動機づけとなる情報を行政から発信して、市民・事業者が受け取るということはもとより、各主体による情報発信を進めるとともに、その内容を行政も含め対等な立場（ラウンドテーブル）でやり取りをしていく対話の仕組みづくりが重要である。そこで、意見交換会、ワークショップ等、その内容に応じて最も適切かつ効果的であると認められる参加手続の整備・活用（京都市市民参加推進条例第9条参照）等、「参加」の観点を含め示されたい。

## ○ シナジー・トレードオフを意識した取組

分野連携による課題の同時解決に向け、シナジーを意識した取組については、分野横断的行動を掲げる主体別指針の作成を速やかに行い、これを柱として取組を進められたい。

例えば、地球温暖化対策や地域の生物多様性の保全につながる地産地消と、資源の有効利用とごみの減量につながる食品ロス削減は、取り組みやすい「食」という行動を通じて様々な環境課題を認知できることから、市民がこうした行動をもれなく実践することが、シナジーを生みうる。

また、トレードオフについては、例えば、二酸化炭素吸収源としては針葉樹林の方が効率が良く、木材生産にも資するが、生物多様性の観点では、多様な樹種構成による森林が望まれる場合があるといった例にみられるように、環境機能の要素（脱炭素・生物多様性・環境学習…）間のトレードオフが生じる可能性がある。

そのため、それぞれのエリアに応じた環境機能の向上を図る仕組みづくりを目指して、土地の利用の種類（森林・農地・公園・水辺…）ごとに環境分野別の機能を明確にし、可能な限りトレードオフを回避し、各エリアの環境機能を向上させていくことを検討されたい。

## V 計画の推進

### 1 計画推進の基本的な考え方

計画の実効性を確保し、計画の着実な推進を図るために、2050 年を見据えた目標や施策の到達状況や取組状況を定期的に把握したうえで評価を行い、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要である。

このことを踏まえ、次期計画の進行管理は、引き続き、環境マネジメントの考え方に基づき、P D C A サイクルを活用して、当審議会による年ごとの評価を基本としつつ、必要に応じ適宜実施することも検討されたい。

### 2 計画の推進体制

京都市において、毎年、環境指標により計画の進行状況を把握し、点検・評価を行ったうえで、当審議会から、今後の計画推進のための意見・提言を受けられるとともに、その意見や提言及びこれらに対する京都市の考え方を取りまとめられた後、その内容を京都市環境基本条例第 8 条に基づく年次報告書やホームページなどで公表されたい。

### 3 計画の進行管理

#### （1）進行状況の点検・評価

環境指標について、市民へのアンケート調査などの各種調査や最新の数値をもつて、計画の進行状況の点検・評価を行われたい。

### (2) 点検・評価結果を受けての見直し

計画の進行状況・評価結果及び当審議会からの意見・提言等を踏まえ、関係部局等における新たな事業の実施、既存事業の見直し又は個別具体的な対策や措置の改善等の検討を行われたい。

また、環境指標に関しては、計画の進行状況の的確な点検・評価を行うという目的のため、計画策定後においても、適宜、新規の環境指標の採用、目標数値の新規設定や修正といった見直しを行われたい。

### (3) 参加について

意識変革と行動変容には、計画の立案と決定、取組の実施とその評価を通じて多様な属性を持つ市民等と行政とがともに責任ある主体として協力し合っていくという「参加」の仕組みづくりが大事である。

次期計画の推進においても、こうした政策過程の透明性を向上させるとともに、政策の目的、内容、効果等をわかりやすく説明し、意見や提案について誠実に応答するとともに、それらの内容を適切に反映させるようにされたい。

## VI おわりに

審議会では次期計画の策定に当たっての審議を行い、「京都基本構想（案）」が展望する2050年を念頭に置きつつ、持続可能な開発目標（SDGs）の目標年次であり、分野別3計画が目標とする令和12（2030）年度までに取り組むべき方向性について、環境行政の方針及び新たな環境指標の考え方を示した。

本答申で述べたように、環境行政の方針の策定・実施に当たっては、脱炭素、生物多様性、資源循環の関連（シナジーとトレードオフ）を意識した一体的実施や、他分野との連携による、環境・経済・社会の統合的な課題解決に向けて、進展するAI・テ

クノロジーの活用も含め取り組まれたい。あわせて、分野横断的取組を進める「ひと・しくみづくり」の充実を図られたい。

また、環境指標については、ウェルビーイングの向上も意識し、市民の環境についての実感や行動の側面について長期的視点で把握する分野横断指標を、主観的指標として新たに示されたい。そして、主観的指標と客観的指標の相互関係を意識しつつ客観的指標の改善を図ることで、「京都基本構想（案）」と共有する将来像「自然への畏敬と感謝の念を抱けるまち」の実現に近づける施策を進められたい。

今回、次期計画の策定過程において、現在から将来にかけての環境について考えるワークショップを開催するとともに、大学生、高校生といった将来を担う世代と市長との対談など参加の機会が設けられた。このような機会は大変重要である。また、そこでの意見のうち、課題があつて計画に取り入れられないものも、環境問題の解決策追求のためには貴重なものであることから、これを材料として、一緒になって課題を解決しようとする方々と継続的に検討を進められたい。

すべての人が、健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、その環境を保全し、将来の世代に継承していくことで、持続可能な社会を実現されるよう、京都市においては、本答申を踏まえ、目指す将来像の実現に向けた、京都らしい環境基本計画が取りまとめられることを期待する。

(参考条文)

### 京都市環境基本条例（抄）

人類は、この地球に誕生して以来、大気、水、大地、生物等の自然の微妙な均衡の下に、その恵みを享受してきた。そして、京都の先人たちは、緑豊かな山々、清らかな流れ等の恵まれた自然の中で、優れた文化を創造するとともに、趣のある都市景観を形成する等、世界の人々を魅了する個性に満ちたまちを形作ってきた。

しかしながら、都市化の進展や生活様式の変化に伴って、都市生活に特有の公害が顕在化する等、私たちの身近な環境に様々な影響が現れてきた。更に、先進国を中心とする大量生産、大量消費及び大量廃棄を伴う人の活動は、直接又は間接に環境への負荷を増大させ、その影響は、自然の持つ復元力を超え、現在及び将来の人類を含むすべての生物の生存の基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境は、地球上のすべての生物にとって掛け替えのないものであり、すべての人は、その環境を享受する権利を有するとともに、その健全で恵み豊かな環境を保全し、将来の世代に継承していく責務を負っている。

このような認識の下に、本市、事業者、市民及び滞在者がそれぞれの立場において環境の保全に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を実現することを決意し、この条例を制定する。

#### (基本理念)

第3条 環境の保全は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 環境の保全は、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことができない健全で恵み豊かな環境の恵澤を享受するとともに、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならないこと。
- (2) 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を実現することを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、総合的かつ計画的に行われなければならないこと。
- (3) 環境の保全は、本市、事業者及び市民が、すべての活動を行うに当たって、環境の保全の重要性を理解し、環境の保全について十分な配慮をするとともに、環境の保全に関する活動に参加し、及び協力することにより行われなければならないこと。
- (4) 環境の保全は、恵まれた自然の中で優れた文化を創造してきた京都の環境の特質を生かすように推進されなければならないこと。
- (5) 地球環境の保全は、本市、事業者及び市民がこれを共通の課題であると認識し、その認識が施策、事業活動及び日常生活に反映されることにより積極的に推進されなければならないこと。

#### (本市の責務)

第4条 本市は、基本理念にのっとり、本市の区域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 本市は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全に関する活動への事業者及び市民の参加及び協力を促進し、その意見を適切に反映する責務を有する。

#### (事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害を防止するために必要な措置及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講じる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う

環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、本市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの浪費を避ける等、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、本市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 滞在者は、本市が実施する環境の保全に関する施策に協力することにより、本市の区域内における活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

(年次報告)

第8条 市長は、毎年、環境の状況及び本市が環境の保全に関して講じた施策を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

### 京都市市民参加推進条例（抄）

(本市等の責務)

第3条 本市は、京都市情報公開条例の趣旨にのっとり、情報の提供及び公開を推進することにより、政策の形成、実施及び評価の一連の過程における透明性を向上させるとともに、政策の目的、内容、効果等を市民に分かりやすく説明する責務を果たし、もって市民がこれら一連の過程において市政に参加することができるよう、その機会の確保に努めなければならない。

2 本市は、市政に関する市民の意見、提案等を総合的に検討し、これらに誠実に応答するとともに、それらの内容を市政に適切に反映させるよう努めなければならない。

3 本市は、市民による自主的なまちづくりの活動について、これを尊重しつつ、必要な支援を行うとともに、市民との協働に努めなければならない。

4 本市の職員は、基本理念にのっとり、あらゆる職務について、市民参加の推進を図る視点に立ち、公正かつ誠実にこれを遂行しなければならない。

(市政への参加の手続)

第9条 市長等は、政策の形成、実施及び評価の一連の過程において、公聴会、ワークショップ（本市及び市民による自由な議論により、政策、施策又は事業（以下「政策等」という。）の方針、内容等に関する意見を集約するための会合をいう。）その他の市政への参加の手続のうち、最も適切かつ効果的であると認められるものを行うよう努めなければならない。

## 參 考 資 料 編



諮問文

環環總第10号  
令和6年9月4日

京都市環境審議会  
会長 小幡 範雄 様

京都市長 松井 孝治



京都市環境基本計画の改定について（諮問）

上記のことについて、下記のとおり諮問しますので、御審議を賜り、答申いただきますようお願い申し上げます。

記

（諮問事項）

将来を見据えた京都市環境基本計画の改定について

### (諮問理由)

本市では、環境と調和した持続可能な社会を目指し、平成28年3月に「京都市環境基本計画 2016-2025」を策定し、令和3年3月には、その個別計画として「京都市地球温暖化対策計画 2021-2030」、「京都市循環型社会推進基本計画 2021-2030」、「京都市生物多様性プラン 2021-2030」を策定のうえ、市民・事業者をはじめとする皆様との協働により、その推進に取り組んでいます。

今般、現行の京都市環境基本計画が目標年度（2025年度）を迎えることから、今後に向けて、この京都市環境基本計画の改定を行う必要があります。同時に、計画期間の折り返し地点を迎える個別計画については、上位計画となる環境基本計画の改定に合わせて中間見直しを行うこととしております。

現行の環境基本計画の策定以降、脱炭素社会や自然と共生する社会、循環経済の実現に向けた世界的な潮流、コロナ禍を経た社会経済システムの変革、気候変動による災害激甚化など、国内外の社会情勢は大きく変容しています。

また、身近な環境から地球規模の問題まで、課題解決を目指した施策の深化・連携などにより、市民や滞在者、事業者の実感と一層の行動につなげることで、将来の世代に健全で恵み豊かな京都の環境を継承し、持続的な発展が可能な都市を築くとともに、地球環境にも貢献していく取組を進めていくことが求められます。

以上のような状況を踏まえ、持続可能な社会の実現に向け、将来を見据えた京都市環境基本計画の改定について、貴審議会に御審議いただきたく、諮問いたします。

## 第15次京都市環境審議会委員名簿

(令和5年7月～令和7年6月)

氏名	役職名等
大久保規子	大阪大学大学院法学研究科教授
大島祥子	スク創生事務所代表／京都光華女子大学キャリア形成学科准教授
岡本孝樹	京都府総合政策環境部長
尾崎るみ子	京都市地域女性連合会理事
◎小幡範雄	立命館大学名誉教授
川井あかね	弁護士
鴻上達也	日本労働組合総連合会京都府連合会執行委員
桜井良	立命館大学政策科学部准教授
澤田亮英△	株式会社京都新聞社論説委員
島田幸司	立命館大学経済学部経済学科教授
白木裕斗	名古屋大学大学院環境学研究科准教授
千葉知世	大阪公立大学大学院現代システム科学研究科准教授
豊田陽介	特定非営利活動法人気候ネットワーク上席研究員
永田美穂子△	京都商工会議所産業振興部長
久山喜久雄	フィールドソサイエティー代表
平岩久里子	市民公募委員
平山貴美子	京都府立大学大学院生命環境科学研究科准教授
細川万里子▲	京都商工会議所産業振興部長
本田晶子	京都大学大学院工学研究科都市環境工学専攻環境衛生学講座助教
道又隆弘◆	株式会社京都新聞社論説副委員長
三ツ松昭彦	公益社団法人京都工業会環境委員会委員長
森晶寿	京都大学大学院地球環境学堂准教授
森口次郎	一般社団法人京都府医師会理事
森本幸裕	京都大学名誉教授
山口勝彦	市民公募委員
山田高之	京都市保健協議会連合会副会長
山本芳華	滋賀県立大学環境科学部客員教授
湯川創太郎	大阪商業大学経済学部経済学科准教授
湯本貴和	京都大学名誉教授
吉積巳貴	立命館大学食マネジメント学部教授
渡部由紀子	京都府中小企業団体中央会 京都府中小企業女性中央会副会長

◎:会長

(五十音順、敬称略)

◇:令和5年7月～令和6年9月 ◆:令和6年10月～令和7年6月

△:令和5年7月～令和7年3月 ▲:令和7年4月～令和7年6月

## 第16次京都市環境審議会委員名簿

(令和7年7月～)

氏名	役職名等
◎ 大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授
岡本 孝樹	京都府総合政策環境部長
尾崎 るみ子	京都市地域女性連合会理事
亀田 貴之	京都大学大学院エネルギー科学研究科教授
川井 あかね	弁護士
鴻上 達也	日本労働組合総連合会京都府連合会執行委員
桜井 良	立命館大学政策科学部准教授
実重順一	市民公募委員
島田 幸司	立命館大学経済学部経済学科教授
白木 裕斗	名古屋大学大学院環境学研究科准教授
杉田 真理子	一般社団法人for Cities共同代表、都市デザイナー
田村暢慶	市民公募委員
豊田 陽介	特定非営利活動法人気候ネットワーク上席研究員
久山 喜久雄	フィールドソサイエティー代表
平山 貴美子	京都府立大学大学院生命環境科学研究科准教授
細川 万理子	京都商工会議所産業振興部長
本田 晶子	京都大学大学院工学研究科都市環境工学専攻環境衛生学講座助教
道又 隆弘	株式会社京都新聞社論説副委員長
三ツ松 昭彦	公益社団法人京都工業会環境委員会委員長
森晶寿	京都大学大学院地球環境学堂准教授
森口 次郎	一般社団法人京都府医師会理事
森本 幸裕	京都大学名誉教授
山田 高之	京都市保健協議会連合会副会長
山本 芳華	滋賀県立大学環境科学部客員教授
湯川 創太郎	大阪商業大学経済学部経済学科准教授
湯本 貴和	京都大学名誉教授
吉積 巳貴	立命館大学食マネジメント学部教授
渡部 由紀子	京都府中小企業団体中央会 京都府中小企業女性中央会副会長

◎:会長

(五十音順、敬称略)

## 京都市環境基本計画策定検討部会委員名簿

(令和5年7月～令和7年6月)

氏名	役職名等
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授
大島 祥子	スク創生事務所代表・京都光華女子大学キャリア形成学科准教授
尾崎 るみ子	京都市地域女性連合会常任委員
◎ 小幡 範雄	立命館大学名誉教授
桜井 良	立命館大学政策科学部准教授
千葉 知世	大阪公立大学大学院現代システム科学研究科准教授
永田 美穂子△	京都商工会議所産業振興部長
細川 万里子▲	京都商工会議所産業振興部長
山口 勝彦	市民公募委員
吉積 巳貴	立命館大学食マネジメント学部教授

◎:部会長

(五十音順、敬称略)

△: 令和5年7月～令和7年3月

▲: 令和7年4月～令和7年6月

(令和7年7月～)

氏名	役職名等
◎ 大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授
尾崎 るみ子	京都市地域女性連合会常任委員
桜井 良	立命館大学政策科学部准教授
実重順一	市民公募委員
杉田 真理子	一般社団法人for Cities共同代表、都市デザイナー
千葉 知世	大阪公立大学大学院現代システム科学研究科准教授
細川 万里子	京都商工会議所産業振興部長
吉積 巳貴	立命館大学食マネジメント学部教授

◎:部会長

(五十音順、敬称略)

## 京都市環境審議会及び環境基本計画策定検討部会開催経過

### 1 京都市環境審議会

- 令和6年度第1回審議会（開催：令和6年9月4日）
  - ・ 次期環境基本計画について（諮問及び環境基本計画検討部会の設置）  
[https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai\\_kekka/kankyo/0000332383.html](https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/kankyo/0000332383.html)
- 令和7年度第1回審議会（開催：令和7年7月24日）
  - ・ 各部会での審議状況について（報告）  
[https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai\\_kekka/kankyo/0000344019.html](https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/kankyo/0000344019.html)
- 令和7年度第2回審議会（開催：令和7年11月19日）
  - ・ 次期環境基本計画について（答申案）  
[https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai\\_kekka/kankyo/0000347946.html](https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/kankyo/0000347946.html)

### 2 環境基本計画策定検討部会

- 令和6年度第1回検討部会（開催：令和6年11月4日）
  - ・ 次期京都市環境基本計画の策定について
  - ・ 京都市環境基本計画の進捗状況（令和5年度）について
  - ・ 次期京都市環境基本計画策定の論点について  
[https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai\\_kekka/kankyo/0000334751.html](https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/kankyo/0000334751.html)
- 令和6年度第2回検討部会（開催：令和7年2月27日）
  - ・ 環境基本計画策定検討部会の進め方について
  - ・ 次期京都市環境基本計画の構成（案）について
  - ・ 市民等意見聴取方法について  
[https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai\\_kekka/kankyo/0000338185.html](https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/kankyo/0000338185.html)
- 令和7年度第1回検討部会（開催：令和7年5月14日）
  - ・ 環境基本計画策定検討部会の進め方について
  - ・ 現行環境基本計画の全体評価・計画検討の状況について
  - ・ 次期京都市環境基本計画の構成・環境指標（案）について
  - ・ ワークショップ（案）について
  - ・ 主体別行動指針の方向性について  
[https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai\\_kekka/kankyo/0000341694.html](https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/kankyo/0000341694.html)
- 令和7年度第2回検討部会（開催：令和7年8月29日）
  - ・ 環境基本計画策定検討部会の進め方について

- ・ ワークショップ等開催結果について
- ・ 次期環境基本計画素案等について

[https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai\\_kekka/kankyo/0000345186.html](https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/kankyo/0000345186.html)

- 令和7年度第3回検討部会（開催：令和7年10月31日）
  - ・ 環境基本計画策定検討部会の進め方について
  - ・ 京都市環境基本計画の進捗状況について  
京都市環境基本計画 年次報告書 環境レポート（案）－2024（令和6）年度実績－
  - ・ 答申素案等について

[https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai\\_kekka/kankyo/0000347549.html](https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/kankyo/0000347549.html)

### 3 その他

- ・ ヒアリング調査  
各種団体等を対象に実施（調査期間：令和7年1月～2月）
- ・ 市民アンケート調査  
市内在住の15～79歳の男女1,000名を対象にインターネットアンケートを実施（調査期間：令和7年2月14日～2月28日）
- ・ 環境基本計画ワークショップ  
一般市民を対象に実施（開催：令和7年7月6日）
- ・ 市民対話会議  
市長とワークショップ参加者との対談（開催：令和7年8月8日）
- ・ 子ども向けアンケート  
小中学生を対象に実施（開催：令和7年8月20日）

(平成 9 年 3 月 31 日 京都市条例第 92 号)

## 京都市環境基本条例（抄）

～ 環境基本計画及び環境審議会についての規定箇所～

(環境基本計画)

第 9 条 市長は、本市の自然的・社会的条件に応じ、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する個別の分野の施策の大綱
- (3) 環境の保全に関する配慮の指針
- (4) その他環境の保全に関する重要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、京都市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くとともに、事業者及び市民の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画と他の施策との整合)

第 10 条 本市は、施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を確保しなければならない。

(審議会)

第 34 条 環境の保全に関する基本的事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、環境基本法第 44 条の規定に基づき、審議会を置く。

(審議会の組織)

第 35 条 審議会は、委員 35 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第 36 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 37 条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

## 1 計画改定の趣旨

### (1) 計画改定の必要性

#### 視点1 対策の進化

- ・気候変動による影響が一層顕在化・深刻化し、気候危機とも言える状況下において、市民・事業者などあらゆる主体にとって、地球温暖化対策は喫緊の課題。
- ・現行計画の策定から約5年が経過し、社会情勢の変化などを踏まえた対策の進化が重要。

#### 視点2 本市の状況

- ・京都議定書誕生の地として、全国で初となる地球温暖化対策に特化した条例を制定。他の自治体にはない義務規定をはじめ、市民・事業者の御理解と協力の下、様々な施策に取り組んできた。
- ・温室効果ガス排出量は着実に減少。しかしながら、近年、削減ペースが鈍化傾向。
- ・2030年度まで残り5年程度となる中、目標の達成に向け、一層の削減を図っていく必要がある。

#### 視点3 国の動き

- ・2025年2月に、新たな地球温暖化対策計画等を策定。
- ・新たな中間目標として、2035年度及び2040年度の削減目標を設定
- ・脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させ、排出削減と経済成長の同時実現に資する地球温暖化対策を推進。

日本の削減目標  
2030年度：▲46%（さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく）  
2035年度：▲60% 新規  
2040年度：▲73% 新規  
2050年：ネットゼロ

脱炭素社会の着実な実現に向け、計画を改定

### (2) 主な改定内容

#### ポイント1 削減目標

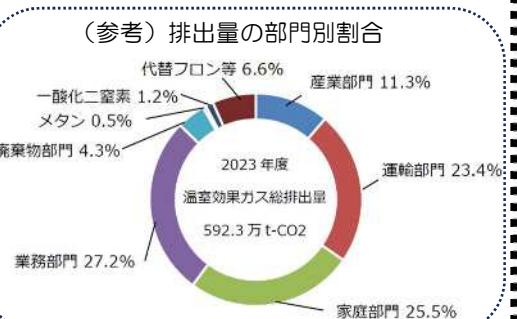
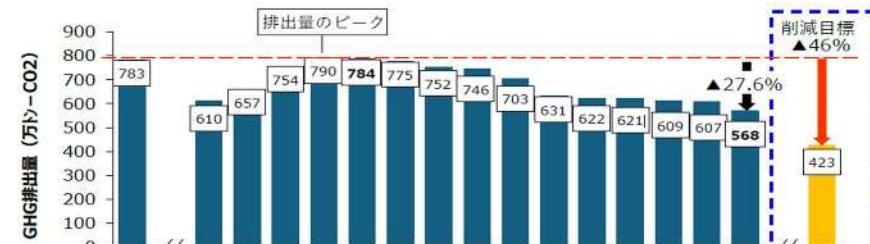
- 2030年度目標  
(現行) 46%削減 → 46%以上削減（46%削減を着実に達成し、さらに高みを目指していく。）
- 2035年度及び2040年度目標  
(新規設定) 2035年度 60%削減、2040年度 73%削減  
※ 2050年カーボンニュートラルに向け、これまで削減を進めていくための、直線的な経路

#### ポイント2 取組の強化・拡充

- 2030年度目標の達成に向けて
  - ・ライフスタイル、ビジネス、エネルギー、モビリティの4つの分野における幅広い取組を進める。特に、再エネ・自家消費※の拡大と、徹底した省エネ対策の促進を図る。
  - ※ 再エネ発電設備により発電した電気を自ら使用すること
  - ・森林等の二酸化炭素の吸収源対策や、気候変動の影響を軽減するための適応策を進める。
- 2050年ゼロの実現に向けて
  - ・イノベーションやグリーン人材の育成など、現時点から検討し、取り組むべき施策を推進する。

#### (参考) 本市の温室効果ガス(GHG)排出量実績等

##### (1) GHG排出量の推移



##### (2) エネルギー消費量の推移



##### (3) 再エネ導入量



## 2 2050年の京都の姿

### <目指す社会像>

「悠久の自然との共生の中で育んできた生活様式・文化様式や知恵、新たな技術を融合し、脱炭素が、生活の質の向上、持続的な経済発展と共に実現されている『将来の世代が夢を描ける豊かな京都』」

### <暮らしの姿>

住まい：使用量以上のエネルギーを生み出す環境性能の高い住宅での快適で健康な暮らしが標準化  
消費行動：自然への畏敬と感謝の念を抱き、地球環境、社会などに配慮したスタイルが定着。食材などは近郊の資源を活用するとともに、京の食文化をはじめ四季折々の自然との一体性を感じられる生活が定着  
つながり：地域をはじめ多様なコミュニティのつながりの中で、融通、地産地消などのエネルギーと資源の有効利用が普及

### <まちの姿>

エネルギー：再生可能エネルギーの余剰電力の地域・コミュニティ単位での活用システムや近隣自治体との連携、ペロスカイト太陽電池や、合成メタンといった水素等の脱炭素技術の実装等により、再生可能エネルギーをはじめとする脱炭素なエネルギーの供給が様々な形で行われ、使用するエネルギーは100%脱炭素化。災害時のエネルギー供給も確保され、都市のレジリエンスが向上

移動：自動運転やAI等の新技術を活用した高度な交通システムの構築などにより、移動がより効率的で快適になり、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の取組が進展し、「出かけたくなる」魅力と活力あふれるまちが実現

### 森林

木材生産のほか、自然との関わりを改めて体感・体得し、豊かな感性を育む環境学習やレクリエーションの場などとして積極的に活用され、二酸化炭素吸収、生物多様性保全、治水など、森林の多面的機能を十分に発揮

### 農地

地産地消の推進や環境に配慮した農業への支援などを通じて、豊かな恵みを生み出す農地が適切に維持・管理され、二酸化炭素吸収、生物多様性保全等に貢献

### 土地利用

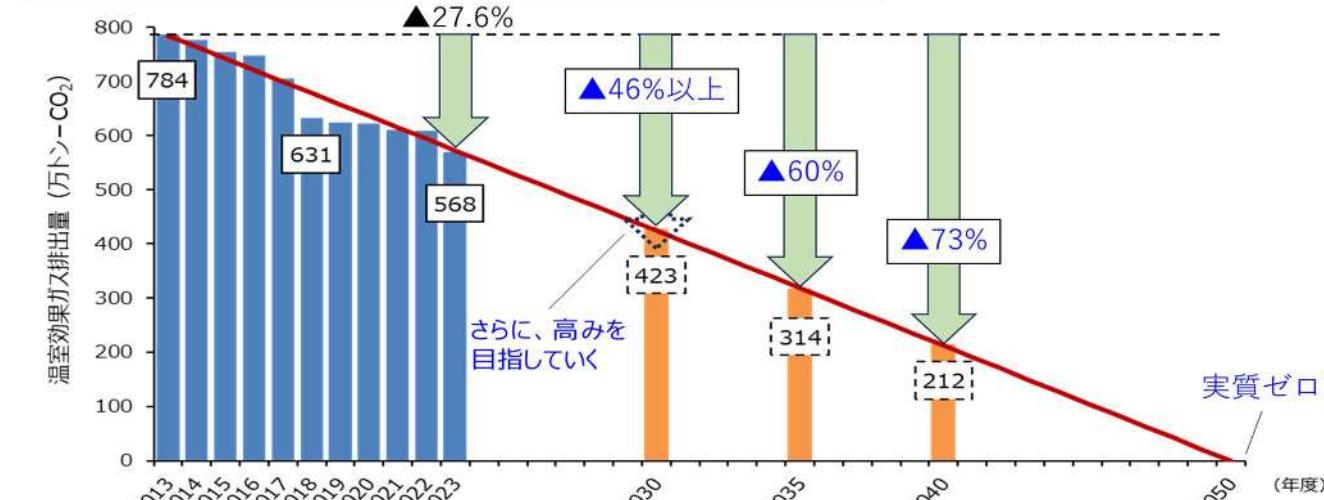
建築物の構造の工夫、街路樹や緑地の適切な配置等により、暑熱や豪雨等の影響軽減にも資する、しなやかで、安心・安全、快適なまちづくりが浸透

### <仕事の姿>

オフィス：環境性能が高く、健康・快適で、エネルギーを自給自足するオフィスやビルが標準化  
ビジネススタイル：“大量生産・消費”的なビジネスモデルから脱却し、サーキュラーエコノミーといった持続可能な資源・エネルギー利用を前提としたものへ移行  
働き方：仕事環境のデジタル化や通勤やオフィスの概念の変化等を通じて、時間や場所にとらわれない働き方が定着  
イノベーション：大学や企業など、先駆や進取の気性のもと、京都の“知恵”をいかした新たなイノベーションやビジネスが創出され、世界の脱炭素化にも貢献

## ポイント1 削減目標

## 3 温室効果ガス(GHG)排出量の削減目標



- 2030年度 46%以上削減（46%削減を着実に達成し、さらに高みを目指していく。）
- 2035年度 60%削減
- 2040年度 73%削減
- 2050年 実質ゼロ

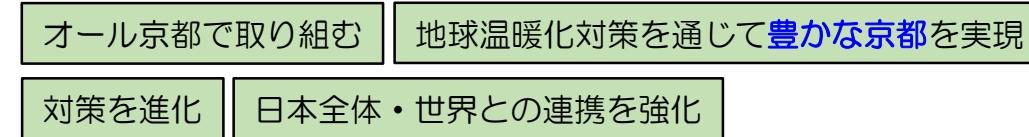
※ 基準年度：2013年度

※ 削減対象：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等 (HFCs, PFCs, SF6, NF3)

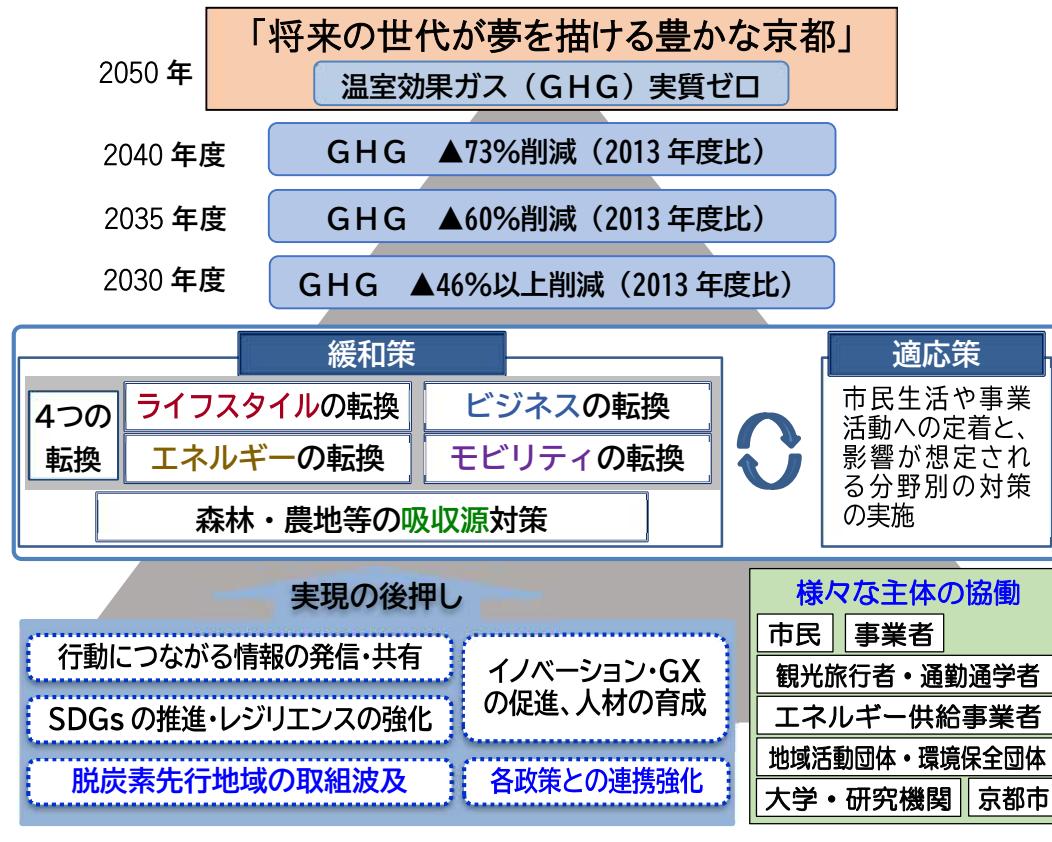
※ 計画期間は2030年度まで

## 4 取組の基本的な考え方

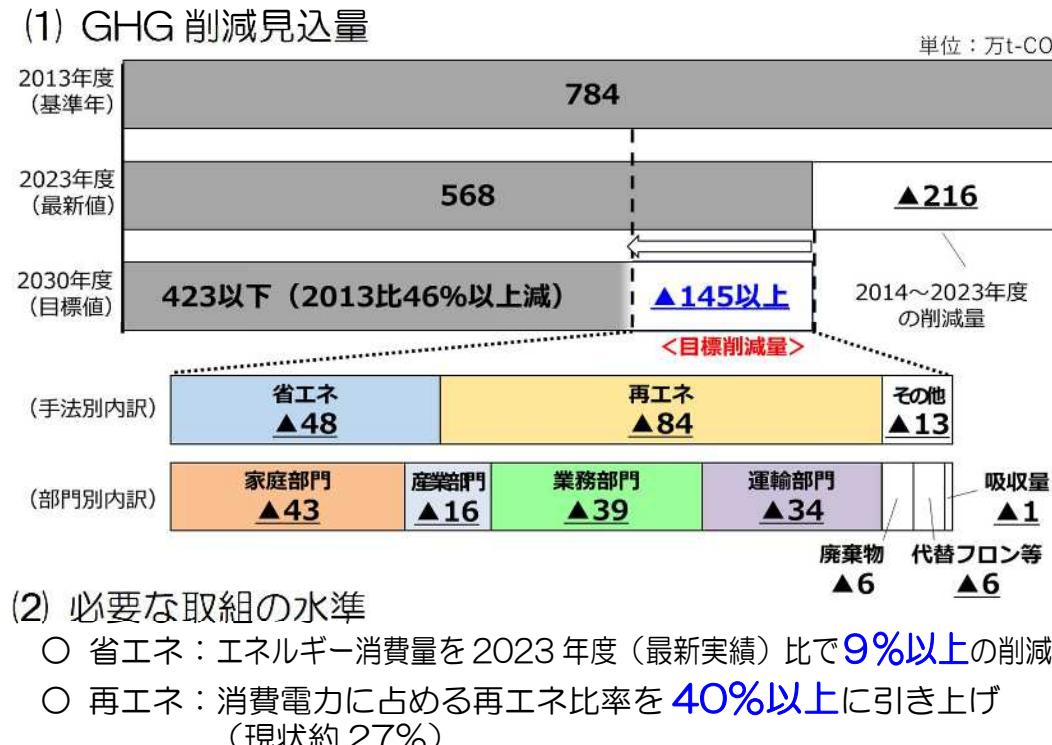
### (1) 地球温暖化対策の基本的な考え方



### (2) 実現に向けた進め方（全体像）



## 5 2030年度の温室効果ガス (GHG) 排出量削減見込量



## ポイント2 取組の強化・拡充

### 6 主な取組～再エネ・自家消費の拡大と、徹底した省エネ対策～

(★)：新規又は充実する主な取組

#### ライフスタイルの転換

- 1 地域の課題解決や生活の質の向上・意識改革につながる「京都発脱炭素ライフスタイル」の普及・定着
  - ・市民・事業者・行政等多様な主体による多様な分野での連携促進(★)（2050京創プラットフォーム）
  - ・エコ学区をはじめコミュニティ単位の取組の支援
  - ・関心が高くない・行動変容に至っていない層への積極的なアプローチ・行動促進(★)
  - ・生活の質やウェルビーイング向上の視点を取り入れた取組の推進
  - ・2R促進、エシカル消費の普及推進
- 2 住まいと家電等の省エネ化と再エネ導入で進める暮らしの質の向上
  - ・ZEH等の普及促進（脱炭素仕様の住宅街区の創出（脱炭素先行地域）等）(★)
  - ・省エネ・再エネの一体的な情報発信と相談対応の強化(★)
  - ・省エネ家電・給湯器などへの貢換の促進(★)
- 3 脱炭素型ライフスタイルへの転換を支える担い手の育成
  - ・多様な世代における環境問題への学びの機会の充実、環境学習施設の活用
  - ・環境保全活動を推進するグリーン人材の育成
- 4 2050年に向けたイノベーション～ライフスタイル編～
  - ・環境保全活動団体や事業者、大学等と連携した調査・研究・社会実験の実施

#### ビジネスの転換

##### 5 事業活動における更なる対策の推進

- ・大規模排出事業者の削減計画書制度の充実による取組の促進
- ・サプライチェーンの脱炭素化促進
- ・中小事業者のエネルギー消費量等報告書制度の充実、支援の実施(★)（省エネ取組や高効率機器等の導入への支援）
- ・ZEB化の推進(★)
- ・代替フロン類の適切な管理の徹底に関する周知啓発

##### 6 環境と経済の好循環を生み出す仕組みづくり

- ・サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行の促進(★)
- ・GX・脱炭素経営の担い手等の育成
- ・グリーンファイナンスの普及啓発
- ・京都府や金融機関等と連携した、中小事業者等の脱炭素経営の支援
- ・環境や自然をテーマにしたサステナブルツーリズムの推進(★)
- ・観光事業者・観光客の温室効果ガス排出・廃棄物等の発生抑制

##### 7 2050年に向けたイノベーション～ビジネス編～

- ・環境・エネルギー分野におけるイノベーションの促進
- ・スタートアップ企業の支援

#### モビリティの転換

##### 12 公共交通優先のまちづくりの推進

- ・市バス・地下鉄の利便性の更なる向上
- ・歩行者優先の魅力的なまちづくりの推進
- ・歩いて楽しい暮らしを大切にするスマートなライフスタイルの更なる促進
- ・自転車交通の役割拡大(★)

##### 13 EV・PHEV等の次世代自動車の普及、自動車利用意識の転換

- ・大規模排出事業者における次世代自動車等の導入促進
- ・商用車をはじめとする次世代自動車の導入促進(★)
- ・次世代自動車の多面的な機能の周知啓発・情報発信の充実
- ・EV充電設備の設置促進(★)
- ・エコドライブ実施者の拡大

##### 14 2050年に向けたイノベーション～モビリティ編～

- ・自動運転技術等の新たな交通システムの取組の推進
- ・都市交通の脱化石燃料化に向けた研究

#### 森林・農地等の吸収源対策

##### 15 森林整備の推進

- ・健全な森林の維持（森林経営管理制度に基づく森林整備の推進(★)）
- ・担い手の育成・確保に向けた取組推進、グリーンツーリズムの推進

##### 16 農業・農村の維持・発展

- ・農地の多面的な機能の発揮、環境に配慮した農業の推進
- ・担い手確保に向けた取組推進

##### 17 緑地の保全

- ・緑の保全、量と質の充実(★)

##### 18 地産地消の推進

- ・地産地消や京の食文化の推進、ウッド・チェンジによる木材利用等の促進(★)

#### 適応策

- ・市民生活・事業活動への適応の取組の浸透を図るとともに、長期的な視点に立って対策の充実を図り、気候変動に適応するまちづくりを推進
- ・京都気候変動適応センターの知見の活用、NbS（※）に沿った対策の推進
  - ※ NbS：自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会課題の解決につなげる考え方

##### 分野1 自然災害

- ・災害関連情報の発信、災害リスク情報の提供・啓発
- ・下水道事業による浸水対策
- ・農地の保全、森林の整備

##### 分野2 健康・都市生活

- ・熱中症特別警戒カート発表時の情報発信(★)
- ・クリング・シェルターの指定拡大(★)
- ・街路樹や緑地の整備

##### 分野3 水環境・水資源

- ・水質調査、渇水リスクの把握
- ・市街地における雨水浸透の推進
- ・農地の保全、森林の整備

##### 分野4 農業・林業

- ・森林経営管理制度の推進による健全な森林の保全(★)
- ・高温等による農林水産物の影響への対応

##### 分野5 自然生態系

- ・生きものむすび・みんなのヨーロッパを通じた幅広い層への情報発信(★)
- ・サステナブルツーリズムの推進(★)
- ・自然共生サハへの認定促進(★)

## 地球温暖化対策推進委員会名簿・開催経過

### 1 地球温暖化対策推進委員会名簿

#### 地球温暖化対策推進委員会 委員名簿

(令和5年8月～令和7年6月)

氏名	役職名等
石原 正恵	京都大学フィールド科学教育研究センター准教授
伊庭 千恵美	京都大学大学院工学研究科准教授
植田 隆夫	京都府中小企業団体中央会理事
大川 昌男 △	一般社団法人京都経済同友会理事
小畠 英明	京都商工会議所環境・エネルギー委員会委員長
黒瀬 陽	青年環境NGO Climate Youth Japan
○ 島田 幸司	立命館大学経済学部経済学科教授
白木 裕斗	名古屋大学大学院環境学研究科准教授
千葉 知世	大阪公立大学大学院現代システム科学研究科准教授
戸谷 隆一 ▲	一般社団法人京都経済同友会幹事
富江 さゆり	下京区豊園学区における「エコ学区」活動の代表
豊田 陽介	特定非営利活動法人気候ネットワーク上席研究員
平岩 久里子	市民公募委員
三ツ松 昭彦	公益社団法人京都工業会環境委員会委員長
森 晶寿	京都大学大学院地球環境学堂准教授
森本 幸裕	京都大学名誉教授
山本 芳華	滋賀県立大学環境科学部客員教授
湯川 創太郎	大阪商業大学経済学部経済学科准教授

(○=部会長, 五十音順, 敬称略)

△: 令和5年8月～令和6年3月 ▲: 令和6年7月～令和7年6月

#### 地球温暖化対策推進委員会 委員名簿

(令和7年7月～)

氏名	役職名等
石原 正恵	京都大学フィールド科学教育研究センター准教授
伊庭 千恵美	京都大学大学院工学研究科准教授
小畠 英明	京都商工会議所環境・エネルギー委員会委員長
河村 泰三	京都府中小企業団体中央会理事
黒瀬 陽	青年環境NGO Climate Youth Japan
実重順一	市民公募委員
○ 島田 幸司	立命館大学経済学部経済学科教授
白木 裕斗	名古屋大学大学院環境学研究科准教授
戸谷 隆一	一般社団法人京都経済同友会幹事
富江 さゆり	下京区豊園学区における「エコ学区」活動の代表
豊田 陽介	特定非営利活動法人気候ネットワーク上席研究員
三ツ松 昭彦	公益社団法人京都工業会環境委員会委員長
森 晶寿	京都大学大学院地球環境学堂准教授
森本 幸裕	京都大学名誉教授
山本 芳華	滋賀県立大学環境科学部客員教授
湯川 創太郎	大阪商業大学経済学部経済学科准教授

(○=部会長, 五十音順, 敬称略)

## 2 地球温暖化対策推進委員会開催経過

- 令和6年度第1回委員会（開催：令和6年9月24日）

- ・ 本市地球温暖化対策の現状等について
- ・ 本市地球温暖化対策の見直し検討について

[https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai\\_kekka/kankyo/0000332855.html](https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/kankyo/0000332855.html)

- 令和6年度第2回委員会（開催：令和7年2月17日）

- ・ 本市地球温暖化対策の進捗状況について
- ・ 本市地球温暖化対策の見直し検討について

[https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai\\_kekka/kankyo/0000337513.html](https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/kankyo/0000337513.html)

- 令和7年度第1回委員会（開催：令和7年6月19日）

- ・ 本市地球温暖化対策の見直し検討について

[https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai\\_kekka/kankyo/0000342978.html](https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/kankyo/0000342978.html)

- 令和7年度第2回委員会（開催：令和7年9月2日）

- ・ 本市地球温暖化対策の見直し検討について

[https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai\\_kekka/kankyo/0000345296.html](https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/kankyo/0000345296.html)

- 令和7年度第3回委員会（開催：令和7年11月6日）

- ・ 本市地球温暖化対策の見直し検討について

[https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai\\_kekka/kankyo/0000347524.html](https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/kankyo/0000347524.html)

※ 推進委員会と並行して、特に深掘りが必要なテーマについて、集中的な議論を行うワーキンググループ（地球温暖化対策評価研究会）を5回開催

## 京都市生物多様性プラン（2021-2030）中間見直し案

## プランが目指す将来像

- ・緑豊かな山々や、鴨川や桂川をはじめとする清流の恵みを受けながら、鮮やかに季節が移ろう
- ・京都は、自然と共生する暮らしの中で多様な文化を形成してきた
- ・京料理に用いる川魚やタケノコ、社寺の庭園の借景など、自然からの恵みは、衣食住をはじめとする私たちの暮らしを支え、その営みが、多様な生きものが息づく里地里山を形成してきた
- ・**自然を慈しみ、自然に感謝し、自然と共に、京都の暮らし・文化・産業が継承・発展される「自然共生のまち・京都」を目指している**



タケノコの収穫

## 現行プランの進捗状況

伝統的な野菜の生産者や里山の管理者など、多様な担い手が「自然と共生する京都」を支えてきた

基盤となる取組に加え、認知・行動変容の促進に向けた施策を推進

## 認知の促進

- ・プラン推進に係る活動交流会やきょうと☆いきものフェス！、企業向けセミナーの開催（交流会参加者：R6 179名、フェス参加者：R6 約1万人、セミナー参加者：R6 322名（計4回実施））
- ・市立小学校において自然観察会を支援する「地域生きもの探偵団」の推進（R6 13校 30回実施）
- ・民間企業等や環境学習施設との連携による環境学習の機会の創出（R5 192,495名参加）



地域生きもの探偵団

## 行動変容の促進

- ・民間企業と連携し、市民参加型の京都ゆかりの植物の育成活動を実施
- ・「きょうと生物多様性センター」における市民・事業者等のコーディネート（R6 85回）
- ・「きょうと生物多様性パートナーシップ協定制度」による活動団体の支援（協定締結数（累計）：5件（R7.10時点））
- ・市が関わる取組や保全団体等へ自然共生サイト認定促進（R6 10件認定（累計））【全市町村最多】



自然共生サイト認定証授与式

## 基盤となる取組

- ・花脊地域におけるチマキザサの再生や東山等における生物多様性豊かな森づくりなど、多様な主体と協働した森里街川の保全活動の推進
- ・「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」による保全活動の推進（R6 482者認定（累計））
- ・特定外来生物をはじめとした侵略的外来生物の防除（クビアカツヤカミキリ、アルゼンチンアリ等）

## 進捗状況のまとめ

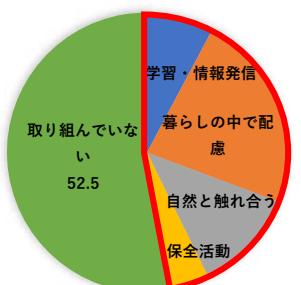
認定制度の推進や生物多様性センター設置、協定制度の創設等、活動を支援する体制整備や実践の機会の創出を推進し、「積極的に活動している人」の掘起こしや後押しが進み、全体として「自然共生社会」の実現に向け、着実に進捗

## 表出してきた課題・国等の動向

## 認知の促進

興味のある人の認知は進んでいる一方、参加者が自然や生きものに興味がある層に偏っており、学生や観光客をはじめとした幅広い方に浸透するまでには至っていない

- ・「生物多様性のために活動している団体等」の紹介や交流する場づくりなど、**要因** 「生物多様性」を主題とした情報発信や支援にとどまっている
- ・自然や生きものに触れる機会の減少により、子どもをはじめとした幅広い層の「原体験※」を得る機会が不足 ※自然の面白さ、不思議などを感じ、記憶に残るような体験

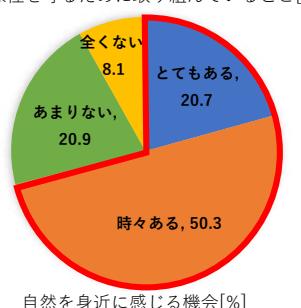


生物多様性を守るために取り組んでいること[%]

## 行動変容の促進

「積極的に活動している人」を支援する体制を強化してきたが、「生物多様性を守るために取り組んでいる人」が5割と「自然を身近に感じる機会がある人」の7割と大きく乖離があるだけでなく、減少傾向にあるなど、あらゆる方々が行動する状態には至っていない

- ・**要因** 積極的に活動している人の支援に偏っており、「認知し、行動したいものの、できない人」を後押しするきっかけづくりや、「行動する必要性を感じていない人」が気付く機会の創出が不足



自然を身近に感じる機会[%]

出典：令和5年度京都市環境基本計画市民アンケート調査

## 条件的・社会的

- ・世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択（R4.12）
- ・生物多様性国家戦略（2023-2030）の策定（R5.3）
- ・生物多様性増進活動促進法の施行（R7.4）
- ・京都基本構想、新京都戦略、次期環境基本計画等の策定（R7）

## 課題のまとめ

- ・①学生や観光客等をはじめとした幅広い層への認知促進や、②企業等の行動する状態に至っていない層へのきっかけの創出など現行プランの課題に対応するため、各行政分野との融合による施策の積上げが必要
- ・現行プランは世界目標や国家戦略等の基本的な考え方と一致しており、プランの構成や2030年度目標等、骨格部分は据置きとするが、国内外の新たな動向に係る情報の更新や本市上位計画等との整合が必要

## 課題解決に向けた取組

施策の積上げにより、以下取組を推進（主なものを抜粋）

認知の促進

行動変容の促進

基盤となる取組

京都の魅力を知るファンを起点に、  
更なるファンを増やす

### ・「生きものむすぶ・みんなのミュージアム」の構築 新規

：市民・事業者・観光客などの参加により、京都の自然の素晴らしさを身近に感じ、発見し、愛着を深める仕掛けを創設し、新たな層を巻込む

### ・「きょうと☆いきものフェス」や企業向けセミナーの開催 充実

：きょうと生物多様性センターによる、生物多様性に係るイベントやセミナーの開催により、幅広い層への情報発信や経営層への働き掛けを推進



企業のための生物多様性セミナー

### ・生物多様性の視点を持つガイドを養成する仕組みの創設 充実

：養成講座やモデルツアーやの実施により、生物多様性の視点を持った観光ガイドや観光事業者の拡大を促進

### ・「原体験」が得られる新たなプログラム開発の促進 充実

：「生きものむすぶ・みんなのミュージアム」の活用やガイドの養成により、京都の豊かな自然をいかした観光コンテンツなど、「原体験」が得られるプログラム開発を促進

### ・「地域生きもの探偵団」の発展・横展開 充実

：生きものに関心のある学校への個別周知や教員の自主研修会での周知、リピーター校専用枠の創設など、自然観察会を体験できる学校を拡大。また、事業対象を拡大し、町内会など地域の方々が自然に触れ、「原体験」を得る機会の創出を支援

京都ゆかりの植物がある日常を  
皆で支える仕組みを充実



企業緑地における和の花の活用事例（日新電機株）

### ・市内の企業等と連携し、京都ゆかりの植物の持続可能な供給 新規

：当該植物の供給に関わる関係者と連携し、供給体制の構築に向けた現状や課題の確認、要因の分析、解決策の検討を行い、京都ゆかりの植物の持続可能な供給体制を構築

### ・生物多様性に配慮した緑化に係る優良事例集の作成・運用 新規

：企業や公共工事等における生物多様性への配慮促進に向け、庁内関係部署や事業者と連携し、緑化に係る事例集を作成し、運用

### ・生物多様性に係る現状の継続的かつ効果的な把握 充実

：研究者や保全団体等と協力し、市内の生物多様性の現状把握を進め、優先的に保全すべき地域・動植物の見える化等、行動を起こすきっかけをつくる

### ・公共調達・公共事業における配慮の具体化や森林・農地における生物多様性保全の枠組みづくり 充実

：環境保全型農業に取り組む農地において、農林水産業と環境の流域連携の取組を支援し、当該農産物のブランド化を図る

### ・生物多様性保全活動の支援体制の充実

：「きょうと生物多様性センター」における市民・事業者等のコーディネートや「きょうと生物多様性パートナーシップ協定制度」による活動団体の支援

行政分野の融合による  
シナジー効果の発揮・同時解決へ



農業・環境の連携による農産物のブランド化の先進事例  
(豊岡市: コウノトリ育む農法)



清水山における生物多様性豊かな森づくり

上記認知・行動変容の促進により、以下基盤の取組を強化

### ・「推進プロジェクト」の更なる推進

：「チマキザサ再生委員会」と協働した花脊地域におけるチマキザサの再生や「京都伝統文化の森推進協議会」と協働した東山等における生物多様性豊かな森づくりなど

### ・民間企業等と連携した生物多様性保全の推進

：市民との協働による生物多様性に配慮した庭づくりや生息域外保全を行う希少種の苗の育成等、武田薬品工業(株)京都薬用植物園をはじめ、民間企業等と連携した取組の推進

### ・特定外来生物の防除・定着防止

：市民や事業者、庁内関係部署等と協働したクビアカツヤカミキリやアルゼンチンアリ等の防除上記のほか、庁内関係部署・関係団体と協働し、基盤となる取組を推進

## プランの評価指標

### ・自然共生サイトの認定面積・件数

：生物多様性の保全・再生や持続可能な利用ができている場所や取組が増えている状態を客観的に評価

### ・「京都の身近な自然環境が守られ、受け継がれている」と思う市民の割合

：生物多様性の保全・再生や持続可能な利用の取組や、それを支える取組が拡大し、市民が体感できている状態を主観的に評価

### ・生物多様性の状態を表す生きものの生息状況

：森・里・街・川の各エリアで多様な生きものをモニタリングし、実質的な生物多様性の向上を客観的に評価

このほか、2030年度までの4つの目標ごとに設定した達成項目の進捗状況を把握する指標を設定

## 生物多様性保全検討部会名簿・開催経過

### 1 生物多様性保全検討部会名簿

氏名	役職名等
足立直樹	株式会社レスポンスアビリティ 代表取締役
石原正恵	京都大学フィールド科学教育研究センター 森林生態系部門森林育成学分野 准教授
板倉豊	京都精華大学 名誉教授
落合雪野	龍谷大学農学部食料農業システム学科 教授
川瀬成吾	滋賀県立琵琶湖博物館 主任学芸員
田中正之	京都市動物園 副園長兼生き物・学び・研究センター長
久山喜久雄	フィールドソサイエティー 代表
平岩久里子	市民公募委員
森本幸裕	京都大学 名誉教授
◎湯本貴和	京都大学 名誉教授

◎:部会長

(五十音順、敬称略)

氏名	役職名等
石原正恵	京都大学フィールド科学教育研究センター 森林生態系部門森林育成学分野 准教授
小野克己	京都森林インストラクター会 理事 日本鱗翅学会京都府自然保護委員
川瀬成吾	滋賀県立琵琶湖博物館 主任学芸員
瀧健太郎	滋賀県立大学環境科学部 教授
田村暢慶	市民公募委員
丹羽英之	京都先端科学大学バイオ環境学部生物環境科学科 教授
久山喜久雄	フィールドソサイエティー 代表
福井亘	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授
三ツ松昭彦	公益社団法人京都工業会環境委員会 委員長
◎湯本貴和	京都大学 名誉教授

◎:部会長

(五十音順、敬称略)

## 2 生物多様性保全検討部会開催経過

- 令和6年度第1回検討部会（開催：令和6年11月5日）
  - ・ 京都市生物多様性プラン（2021-2030）に掲げる施策の取組状況等について
  - ・ 京都市生物多様性プラン（2021-2030）の中間見直しについて

[https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai\\_kekka/kankyo/0000334788.html](https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/kankyo/0000334788.html)
- 令和6年度第2回検討部会（開催：令和7年1月15日）
  - ・ 京都市生物多様性プラン（2021-2030）の中間見直しについて

[https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai\\_kekka/kankyo/0000335872.html](https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/kankyo/0000335872.html)
- 令和6年度第3回検討部会（開催：令和7年3月14日）
  - ・ 京都市生物多様性プラン（2021-2030）の中間見直しについて

[https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai\\_kekka/kankyo/0000336359.html](https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/kankyo/0000336359.html)
- 令和7年度第1回委員会（開催：令和7年6月30日）
  - ・ 京都市生物多様性プラン（2021-2030）の中間見直しについて

[https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai\\_kekka/kankyo/0000342995.html](https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/kankyo/0000342995.html)
- 令和7年度第2回委員会（開催：令和7年9月25日）
  - ・ 京都市生物多様性プラン（2021-2030）に掲げる施策の取組状況等について
  - ・ 京都市生物多様性プラン（2021-2030）の中間見直しについて

[https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai\\_kekka/kankyo/0000346614.html](https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/kankyo/0000346614.html)